様式第九（第４条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和７年１１月１３日

内閣総理大臣　高市　早苗殿
総 務 大 臣　林　　芳正殿
法 務 大 臣　平口　洋殿
財 務 大 臣　片山　さつき殿
経済産業大臣　赤澤　亮正殿

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号 KSP 西棟 6F
株式会社ミクロスソフトウエア
代表取締役社長　田中　聰

産業競争力強化法第７条第１項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

１．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は「ブロックチェーンを社会インフラに！」のビジョンのもと、最先端技術を活用した新規事業の開発に取り組んでおります。このたび、セキュリティ技術として実績あるブロックチェーン技術を活用した「ブロックチェーン電子契約」（以下「本サービス」という。）という新たな電子契約サービスを開発いたしました。本サービス事業を推進することにより、以下の目標を実現したいと考えております。

1. 契約業務の効率化・生産性の向上
2. ブロックチェーン技術を活用した強固なセキュリティシステムの構築による、企業の機密情報の安全かつ確実な保護
3. 個人を厳密に認識する仕組み構築によるデータアクセスの適切な管理

本事業を通じてより多くの官公庁や地方公共団体、企業などの組織が、安全かつ効率的に電子契約を活用できる環境を整備し、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、組織の業務効率化による生産性アップに貢献することを事業活動の目標としております。

２．新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発または提供」に該当すると考えます。

電子契約市場は急速に拡大しており、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展とともに、その需要はさらに高まることが見込まれています。市場調査データを基に、電子契約の成長性と新規事業による需要の獲得について説明します。市場調査機関 ITR のレポートによると、国内の電子契約市場は 2021 年度：140 億円（前年比 38.6% 増）2023 年度：303 億円（前年比 31.7% 増）2026 年度予測：453 億円（2020 年比 約４倍）と拡大していきます。また JIPDEC の調査によると、企業における電子契約の導入率は 2024 年時点で 77.9% に達しており、継続して増加傾向にあります。これは、従来の紙ベースの契約から電子契約への移行が進み、多くの企業が 電子契約を標準化 しつつあることを示しています。電子契約市場の成長には、以下のような社会的・技術的要因が影響しています。

要因	内容
DX 推進の加速	企業のデジタル化が加速し、電子契約の導入が拡大
法改正	電子帳簿保存法改正による電子取引データの保存義務化により電子契約の普及が進む
業務効率化/コスト削減	契約業務などの事務処理コスト削減への期待・要望が増加
リモートワークの普及	オンライン契約のニーズが増大し、電子契約が標準化

これらの要因により電子契約に対するさらなる需要拡大が期待できます。本市場の成長を捉えた新事業展開を行うことで、企業の競争力向上と新たなビジネスチャンスの創出が可能になります。特に当社の本サービスは、昨今多発する様々なセキュリティの問題（ランサムウエアなど）に対し、ブロックチェーン技術を活用することで、契約書情報の保持に加えて契約書の真正性を厳密に行えるという特徴があります。これにより、よりセキュリティが重要な契約における需要獲得が可能となります。

【需要獲得見込み】

[redacted]

	2025 年※1	2026 年	2027 年
[redacted]			

※１　2025 年の数値は、本サービスのリリース日を９月１日とした場合で算出
参考文献：中小企業庁「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/sochi/29.pdf)

３．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

（１）事業実施主体

サービス提供事業者：当社（株式会社ミクロスソフトウエア）

サービス利用者　　：当社本サービスの契約者及びその相手方（国、地方公共団体及びその他）

（２）事業概要

従来の紙面および印鑑を用いた契約手続きをデジタル化し、データの改ざんが困難なブロックチェーン技術を活用した本サービスを開発しました。

本サービスは、Web アプリケーションを通じて契約の承認・管理を行う電子契約システムであり、利用者の指示に基づき本サービス提供事業者の署名鍵を利用して署名を行う立会人型署名です。本サービスは、Hyperledger Fabric（オープンソースであるエンタープライズ ブロックチェーン プラットフォームの一つ）を活用したブロックチェーン技術により契約データの真正性を保証し、改ざんリスクを排除します。具体的には、利用者をシステムに登録した際に、その利用者に固有の秘密鍵とそれとペアになる公開鍵情報を発行し、それらを利用者と紐づいた Wallet と呼ばれる領域に格納します。Wallet はクラウド上の Private 領域に安全に保存されます。利用者が契約書の承認を行う際は、Wallet 内の秘密鍵を用いて、契約書ファイルに対して ECDSA（楕円曲線デジタル署名アルゴリズム、P-256）による電子署名をシステム内で実行します。電子署名、および関連情報（契約書ファイルのハッシュ値(SHA-256)、署名者情報）は、取引履歴としてブロックチェーンに記録されます。そのため、契約文書の登録・承認・保存の一連のプロセスが安全かつ効率的に管理することができ、組織間の契約業務の透明性・信頼性の向上に貢献します。

ア　本サービスの特徴

①データの改ざん防止：ブロックチェーン技術を活用し、契約の真正性を保証
②透明性の向上：承認履歴をブロックチェーン上に記録し、第三者による検証が可能
③効率的な契約管理：電子化による業務の効率化、ペーパーレス推進
④セキュリティ強化：中央集権的な ID 管理不要、分散型で安全なアクセス管理
⑤改ざん耐性：ブロックチェーンに記録された証跡により、承認履歴の改ざん防止
⑥柔軟なアクセス管理：契約当事者だけでなく、必要に応じて監査機関などにもアクセス権を発行可能

イ　本サービスの操作

説明の中の利用者は以下の通りとします。

組織間の担当者 － 送信元担当者・送信先担当者：契約の窓口となる
組織間の代表者 － 送信元代表者・送信先代表者：契約を締結する権限を持つ
組織間の関係者 － 送信元関係者・送信先関係者：承認フロー中の契約書を確認し、承認する権限を持つ（※契約締結の権限は持たない）
組織間の通知先 － 送信元通知先・送信先通知先： 送信元代表者または送信先代表者による承認が行われた際にメールで通知を受け取る

■契約までの流れ・手順

①担当者間（送信元担当者・送信先担当者）で契約内容を協議し合意する。まず対面、オンライン、メールやり取りなどで相互に、本人に加え関係者や代表者のメールアドレス、氏名や所属、役職、さらにはメール以外の本人への連絡手段（スマートフォンの番号やメールアドレス等）の確認を行う。その後契約内容に沿った契約書を双方が共同で作成する。

②送信元担当者が本サービスの Web アプリケーションに、予め登録したログイン ID とパスワードを用いてログインする。

③契約書（PDF ファイル）と組織間の承認フロー（送信元・送信先の関係者や代表者、承認順序などの情報）をシステムへ登録する。システムは契約書ファイルのハッシュ値を求め、この契約に対応するブロックチェーンの先頭ブロックに求めたハッシュ値を登録する。なお、本サービスによる契約１件目では、先頭ブロックはジェネシスブロックとなり、２件目の契約では１件目契約の最終ブロックの次に２件目契約の先頭ブロックが追加される。３件目以降もこれを繰り返す。

④送信元担当者は承認フローを開始する。送信元関係者、送信元代表者は、それぞれ自身の PC 等の電子計算機を使用して、システムから受け取った承認依頼のメールに記載された URL にアクセスする。URL が示す本サービスに自身の ID・パスワードを使ってログインし、あらかじめアクセス権が付与されている契約書ファイルの内容と、それまでの承認履歴を確認する。URL はワンタイムでありランダムに生成された文字列を含むもので、第３者が推察することはほぼ不可能であり、メールを受け取った人以外はアクセスできない。また、本サービスにログインする ID・パスワードは、送信元関係者や代表者が URL にアクセスした際に、メールによる URL 送付とは別の手段（スマートフォンのメッセージやメールなど）でシステムが本人あてに送付する(二段階認証に相当)。内容に異議なければ Web アプリケーション画面上の承認ボタンをクリックすることで承認処理を行う。それを指示としてシステムは承認者の情報（所属、役職、氏名、メールアドレス）と承認履歴（承認ボタンをクリックした記録）のハッシュ値をブロックチェーンに登録する。同時にそのブロック生成に対するタイムスタンプがシステムに登録される。送信元代表者が承認処理をした場合には、その指示に基づきシステムにより文書に電子署名が付与される。電子署名の形式は、ECDSA（P-256）による公開鍵方式の電子署名である。また、視覚的にわかりやすくするため印鑑画像が文書に貼り付けられる。送信元

代表者の承認により、直前のブロック全体のハッシュ値、送信元代表者のユーザー情報および承認履歴、電子署名のハッシュ値に加えて新たな印鑑画像が貼り付けられた文書のハッシュ値がブロックチェーンに登録される。なお承認フローが開始された後、ユーザーが出来る作業は「承認」「閲覧」となる。契約内容を承認できない、あるいは誤記などがあった場合、契約書を差し替えて承認フローを修正する。この際には①の手順から再度実行する必要がある。

⑤システムが送信先関係者及び送信先代表者に承認依頼をメールにて通知する。

⑥メールを受領した送信先関係者及び送信先代表者は、メールに記載されている URL から本サービスの Web アプリケーションへログインする。本サービスのログインに必要な ID・パスワードは、送信先関係者や代表者が URL にアクセスした際に、メールによる URL 送付とは別の手段（スマートフォンのメッセージやメールなど）でシステムが本人あてに送付する。ログインした送信先関係者及び送信先代表者は契約書を順次閲覧し承認操作を行う。この承認操作により④の手順と同じく、システムが承認したユーザーの情報と承認履歴（ハッシュ値）をブロックチェーンに登録し、送信先代表者が承認処理をした場合には文書に電子署名が付与され、直前のブロック全体のハッシュ値、送信元代表者の情報および承認履歴のハッシュ値に加えて新たな印鑑画像が付与された文書のハッシュ値とともにブロックに登録される。同時にそのブロック生成に対するタイムスタンプがシステムに登録される。なお④と⑥の手順でシステムに登録されるタイムスタンプは、ブロックチェーン（Hyperledger Fabric）システムが登録する情報となるため、管理者も含めてユーザーの手による改変は確認することが可能である。以上の処理は送信先、および送信元の関係者、代表者の意思でシステムが実施するもので、サービス提供事業者の意思が介在する余地はない。

ここまでの操作でブロックチェーンに記録された契約書の情報（ハッシュ値）と全ユーザーの承認履歴（ハッシュ値、タイムスタンプ）の記録を、本サービスにおける電子署名の内容と各ユーザーによる承認の証跡として利用する。送信元、および送信先の関係者、代表者の氏名や、誰がいつ承認処理を行ったかの情報は、Web アプリケーションの画面上で確認できる。さらに、最終結果として契約元と契約先の代表者の印鑑画像が貼り付けられた契約文書も画面上で確認できる。対象となる契約書と、誰がいつ承認したかという全ユーザーの承認履歴はブロックチェーンに記録されており、そこに第三者、あるいはシステム管理者などによる不正なアクセスがあり改変されると、ブロックの情報が変更されチェーンの連続性（事前のブロックのハッシュ値を受け継いでいる）が損なわれ、Hyperledger Fabric の機能としてシステムが正常動作しなくなる。すなわち、改変された後にはユーザーはシステムにアクセスはできても承認処理が行えない（承認のボタンを押しても反応しない）、契約完了後に契約文書を閲覧できない、という事象が発生する。Web アプリケーションによる承認処理や文書確認が問題なく行われるということにより、各ユーザーによる承認の真正性が確認でき、改変されていないことが検証できる。

また、システム管理者によるブロックチェーン全体の差替え等の行為は、以下の仕組みで防ぐことが出来る。本サービスを実現するクラウドには、たとえシステム管理者でも改変できない操作ログ（誰がいつ何をしたか）を記録する仕組み（台帳型のデータベース）が実装されている。操作ログは複数の人間に随時システムから報告されるので、ブロックチェーン全体の差替えなどの行為は必ず発覚することが社内に周知されている。

■契約締結後の流れ（署名データの検証手順）

⑦組織間で締結された契約書は全て Web アプリケーションに登録されており、契約締結を契機に登録された全ての関係者に対してメールで契約の締結を通知する。通知を受けたユーザーには ID 及び認証情報が発行される。ID 及び認証情報が発行されたユーザーは本サービスへアクセスし、発行された ID 及び認証情報を利用して本人確認を行う。本人確認が取れたユーザーに対しては、システムはアクセス権限の範囲内で契約書へのアクセスを許可し、契約書情報を表示する。契約書を閲覧しているユーザーは契約書のダウンロード操作を行う事が出来る。なおこのアクセス権限は恒久的なものではなく、一時認証が可能な ID 及び認証情報を発行することで一時的なアクセスを可能にする。また、ID 及び認証情報は契約の関係者以外の第三者（あらかじめ登録された者）にも発行することができ、これを用いることで一時的なアクセスと閲覧が可能になる。

以上の本サービスの流れ・手順は、下記の図により確認できます。

本サービスの流れ・手順

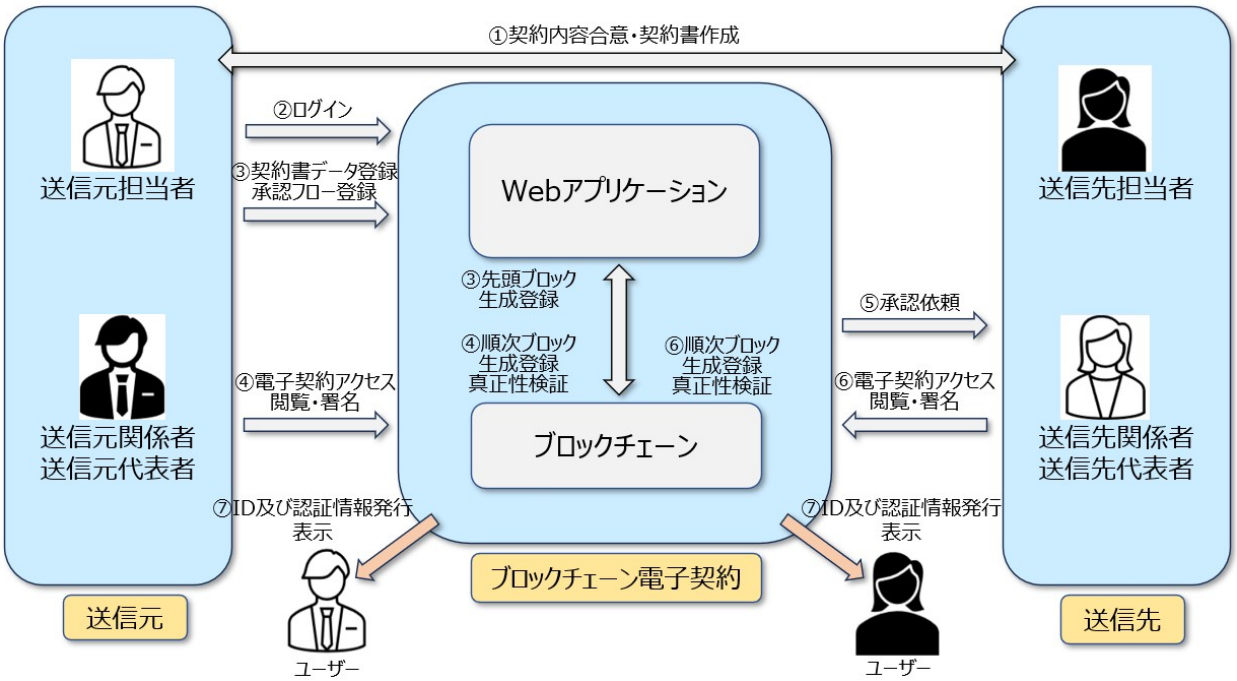

（３）新規事業を実施する場所

当社本社（神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号　KSP 西棟 6F　　株式会社ミクロスソフトウエア）

４．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

事業開始：2025年９月１日開始の予定

ただし本照会に対する回答が、2025年９月１日以降の場合は、回答を頂き次第速やかに開始するように致します。

５．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

〇電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条　この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（以下略）

〇会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

②　前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

〇契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条　次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十

九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

一　契約書

二　請書その他これに準ずる書面

三　検査調書

四　第二十三条第一項に規定する書面

五　見積書

２　前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

３　第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条　（略）

２～４　（略）

５　普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

６　（略）

○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第二条　（略）

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名

イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　（略）

６．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

①　本照会書３．（２）記載の当社の新事業活動における、従来の紙面と印鑑を用いて作成していた契約業務をデータの改ざんが困難なブロックチェーン技術を用いた本サービスのWebアプリケーションで行うという仕組みが、契約事務取扱規則第２８条第２項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として利用可能であること。

②　本サービスのWebアプリケーション上で、契約文書の登録・承認（署名）する事が出来る仕組みが、電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第２８条第３項に基づき、国の契約書について利用可能であること。また地方自治法施行規則第１２条の４の２に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第２条第２項第１号に基づき、地方公共団体の契約書についても利用可能であること。

(2) 上記の確認事項に関する法律等の解釈および当社の見解

①について

契約事務取扱規則第２８条第２項は「前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」と規定されています。

本サービスは、送信元担当者がPC等の電子計算機から契約事務取扱規則第２８条第１項に規定された契約書類の電子ファイルを電気通信回線で接続されたシステムに登録し、送信元担当者および送信先担当者を通じて双方の組織の関係者、代表者が電気通信回線を介して本サービスにアクセスして契約締結業務を行う仕組みです。従って、同規則第２８条

第２項の規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当すると考えられ、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として利用可能であると考えます。

②について

ア　電子署名法第２条１項で定義される「電子署名」の要件について

本サービス上で、契約書の登録・承認（署名）する事が出来る仕組みは、以下の各要件を満たしていることから電子署名法律第２条第１項に定める電子署名に該当するものと考えます。以下、要件ごとに説明します。

（ア）「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置」との要件について本サービスは紙ベースの署名や捺印ではない措置として、契約書等の電子ファイル（ハッシュ値）とそれを承認した送信元、および、送信先の代表者のユーザー情報や承認履歴（ハッシュ値）および、タイムスタンプの情報が、本システム（サービス事業者）の署名鍵により暗号化（電子署名）されブロックチェーンやシステム（電磁的記録）へ記録するという措置であることから、本件の要件を満たしていると考えます。

（イ）「措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」との要件について本サービスは、3(2)事業概要の■契約までの流れ・手順で詳細ご説明した通り、送信元、および送信先の両方の関係者、代表者がそれぞれ承認した際に、システムは承認者の情報と承認履歴のハッシュ値をブロックチェーンに登録します。承認フローに従ってこの処理が繰り返され、最終的に送信元、および送信先代表者の電子署名が付与された契約書が作成され契約処理が完了します。以上の処理は物理的にはシステムが行いましたが、送信元および送信先の代表者の意思にのみ基づき、システムの意志が介在せず当該措置が行われます。従って当該装置を行った者は、サービス提供事業者ではなく、その利用者（送信元、送信先の代表者）であると言えます。また、本サービスにおいて、契約書の電子文書を登録した送信元担当者や利用者の氏名、誰がいつ承認処理を実施したかの経過情報は、Web アプリケーションの画面上で確認できます。さらに、最終結果の契約代表者の印鑑が付与された契約書文書も同じく画面上で確認できます。以上全体を「措置」と考えることにより、下記に示す総務省・法務省・経済産業省の「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ（令和２年７月１７日）」の要件に合致していると考えます。

総務省・法務省・経済産業省のＱ＆Ａ（令和２年７月１７日）

・電子署名法第２条第１項第１号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはＡが当該措置を行った場合であっても、Ｂの意思のみに基づき、Ａの意思が介在す

ることなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はＢであると評価することができるものと考えられる。

・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。

・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を１つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には，これらを全体として１つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の 作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第２条第１ 項第１号）を満たすことになるものと考えられる。

（ウ）「改変が行われていないかどうかを確認することができる」との要件について、本要件に関しても、3(2)事業概要の■契約までの流れ・手順でご説明した通り、対象となる契約書と、誰がいつ承認したかという全ユーザーの承認履歴はブロックチェーンに記録されており、そこに不正なアクセスによりブロックチェーンの登録情報が改変されると、チェーンの連続性（事前のブロックのハッシュ値を受け継いでいる）が損なわれ、Hyperledger Fabric の機能としてシステムが正常動作しなくなります。その結果、改変された後は承認処理が行えない、契約完了後に契約文書を確認できない、という事象が発生します。Web アプリケーションによる承認処理や文書確認が問題なく行われるということにより、改変が行われていないことが確認できます。

イ　上記アのとおり、本サービス上で、契約書の登録・承認（署名）する事が出来る仕組みは、電子署名法律第２条第１項に定める電子署名に該当することから、国の契約書、及び、地方公共団体の契約書についても利用可能であると考えます。

７．その他

特になし